

第 9 号		
発行日 2025. 7.18		

J R 東労組バス関東本部

J R 東労組ホームページ

バス関申第 14 号に対する回答②

4. 助勤旅費における日当・宿泊料等の見直し（廃止）及び助勤費の新設を行う理由を明らかにすること。また、物価高騰を考慮し助勤費の日額は 750 円、宿泊料は 1000 円とすること。

回答）助勤旅行の旅費は、従前以上に季節・週末の波動等に対応できる助勤体制を構築するために必要と判断し、新たに助勤費として支給することとした。なお助勤費については、勤務実績をふまえて慎重に算出しており現時点で増額の考えはない。

5. 乗務員の旅費及びその他乗務旅費における日当・宿泊料等の見直し（廃止）を行う理由を明らかにすること。

回答）従前の規程制定から 37 年が経過し、実態と支給に乖離が起きていること、及び複雑な支給基準を簡略化し、支給にかかわる事務作業の軽減化を図るためであり、また、乗務員の生活給の一部となっていたことを勘案し、乗務員の乗務意欲の維持を目的として、乗務員手当を増額することとした。

6. その他旅費（赴任旅費・新規採用者の旅費等）の見直しを行う理由を明らかにすること。

回答）複雑な支給基準を簡略化し、支給にかかわる事務作業の軽減化を図るためであり、また本人の自己負担を軽減するため（株）ジェイアール東日本物流と法人契約することとした。

7. 乗務員手当の実乗務時間 1 時間あたりの支給額を 320 円とする理由を明らかにするとともに、現行より 50 円増額する根拠を明らかにすること。また、乗務時間等の実情を考慮し、現行より 100 円増額し 1 時間当たり 370 円とすること。

回答）乗務旅費が、生活費の一部となっており、代替措置の必要性を考え今回乗務日数に応じた旅費から乗務時間に応じた手当へと移行した。今回廃止する乗務員の旅費と同額相当を支給することとしており、現時点で 370 円にする考えはない。

※議事録等、詳しい内容は組合員の皆さんに別途お知らせします。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！